資料３－１

第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

1　計画策定の目的及び背景

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護及び管理することを目的とする。

国は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）」第３条に基づき、「鳥獣の保護と管理を図る事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を策定し、概ね５年ごとに改定。都は、法第４条に基づき、令和３年 10 月の「基本指針」の改正に即して、都の実情を踏まえた「第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定。

○鳥獣保護管理事業計画の体系図

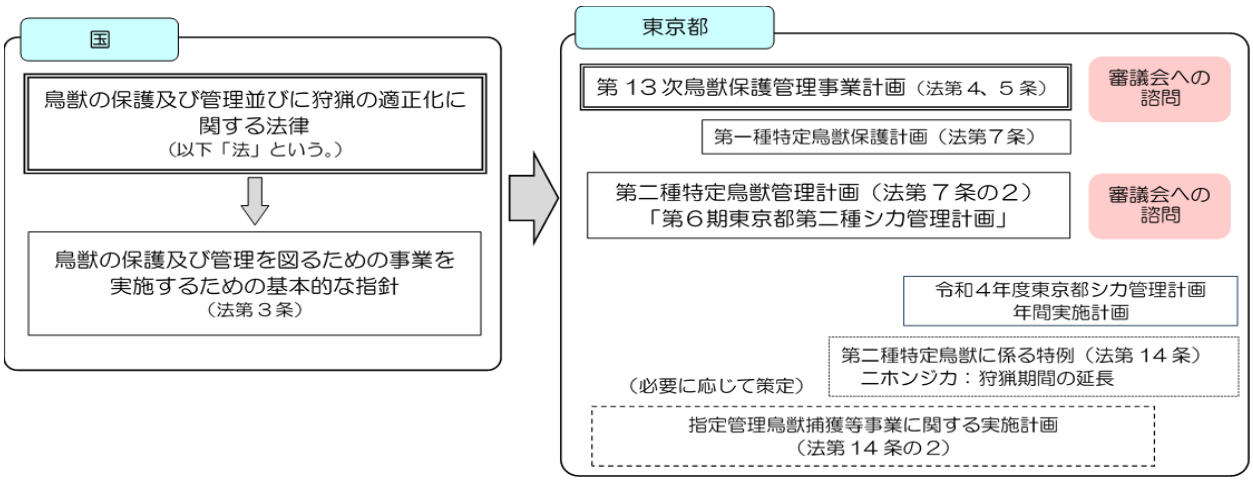

2　内容

（１）計画の期間

令和４年４月１日から令和９年３月 31 日（５年間）

（２）鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

本計画期間中において、指定期間が満了する既指定保護区及び特別保護地区については、自然的社会的状況を踏まえ、期間や区域の変更等も含めた検討を行った上で、原則として更新。

○鳥獣保護区　　39 か所（48,635 ha）のうち、存続期間の満了する 10 か所（27,010ha）を更新する（20 年間）。

○特別保護地区　８か所（2,887 ha）のうち、存続期間の満了する４か所（1,923 ha）を更新する（20 年間）。

○休猟区　　現在、指定箇所はなく、事業計画存続期間中での新規指定箇所の予定無し。

（３）鳥獣の人工増殖に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律」に位置付けられる、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、その個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要がある場合は、保護増殖事業計画を策定して、保護増殖事業保護増殖を実施。（現在は鳥類４種類、獣類１種類。）

○オガサワラカワラヒワの保護増殖事業を追加。

（４）鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

法第９条に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に当たり、目的別の許可基準の設定や考え方等を示す。

○狩猟禁止鳥獣に指定されているツキノワグマについて、禁止を継続

○ウミネコが沿岸区部（江東区や中央区等）のビル屋上等で営巣し、鳴き声による騒音や糞害といった生活環境被害を引き起こしている状況に鑑み、予察捕獲表へ新規追加。

○ムクドリが都内全域（島しょ地域を除く）において、鳴き声による騒音や糞害といった生活環境被害を引き起こしている状況に鑑み、予察捕獲表へ新規追加。

ウミネコが建物の屋上で営巣している様子

ウミネコによる糞被害の様子

（５）特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限地域及び猟区に関する事項

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、本計画期間中において指定期間が満了する既禁止区域について更新を行う。

○特定猟具禁止区域　　16 か所(115,163.5 ha）のうち、存続期間の満了する６か所（3,168 ha）を更新（10 年間)。

○特定猟具使用制限区域　現在、指定箇所はなく、事業計画存続期間中での新規指定箇所の予定無し。

○猟区　　現在、指定箇所はなく、事業計画存続期間中での新規指定箇所の予定無し。

（６）特定計画の作成に関する事項

○第一種特定鳥獣保護計画　現在、計画を策定している鳥獣種はなく、事業計画存続期間中での新規計画策定の予定無し。

○第二種特定鳥獣管理計画　第６期東京都第二種シカ管理計画を策定。

（７）鳥獣の生息状況の調査に関する事項

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理を行うとともに、次期事業計画の策定の際に活用するため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査等の鳥獣保護管理に関する調査を引きつづき実施。

（８）鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

○鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないよう配置。

○鳥獣保護管理に関する指導・取締り、普及啓発等、鳥獣保護管理行政の効果的な実施を図るため、鳥獣保護管理推進員を 62 名設置。

○都内で活動する狩猟者数が低迷し、狩猟や有害捕獲等を行う担い手不足を引き起こしている状況に鑑み、野生鳥獣の保護及び管理の担い手の育成に関する取組を追加。

（９）その他

○傷病鳥獣救護に際しては、保護の対象とする種を、希少種及び交通事故等の人為的な要因で傷付きかつ野生復帰の見込める個体とし、農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ)、幼鳥獣及び国内外の外来鳥獣は保護の対象外と整理。

○鳥類の鉛中毒の発生防止について、取組を強化。

○近年、ニホンジカやイノシシ等の大型獣類の生息範囲が拡大傾向にあり、市街地への出没の可能性が高まること、人との軋轢（あつれき）が懸念されることに鑑み、大型獣類の市街地出没への対応に関する項目を追加。

◆今後のスケジュール

・令和４年２月 10 日～令和４年３月 11 日　パブリックコメントの実施
・令和４年２月中旬～令和４年３月中旬　関係部局に意見照会
・令和４年３月下旬　　東京都自然環境保全審議会鳥獣部会開催
　　東京都自然環境保全審議会開催（答申）
　　計画策定